

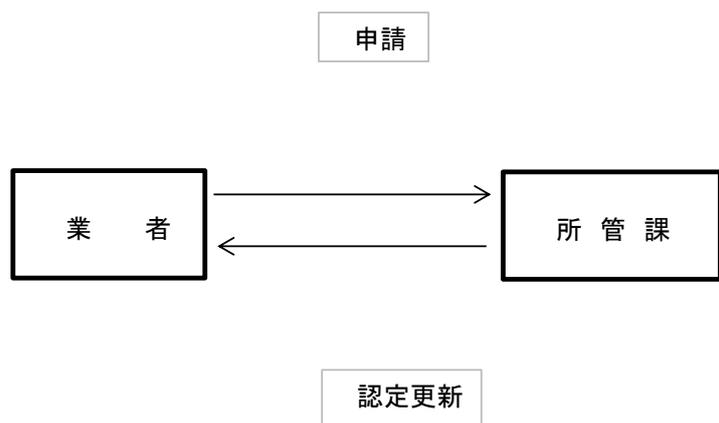
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 22

処 分 名	一般廃棄物の熱回収施設設置者の認定の更新	
処 分 の 概 要	一般廃棄物の熱回収施設設置者の認定の更新をする。	
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第9条の2の4第2項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の6、7の基準に適合していること。</p> <p>【根拠法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第9条の2の4第2項 前項の認定は、環境省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則</p> <p>第5条の5の6 法第9条の2の4第1項第1号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 1 第四条に規定する基準(当該熱回収施設に係るものに限る。)に適合していること。 2 発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもつて足りる。 3 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。 4 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。</p> <p>第5条の5の7 法第9条の2の4第1項第2号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 1 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。 イ 第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。 ロ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。 2 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。